

措置状況報告書

監査の名称：平成 30 年度 指定管理者監査

部 局 名：企画部

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備 考
<p>【指定管理者監査】</p> <p>[施設名] 大分市宇曾山荘</p> <p>[指定管理者名] 宇曾山荘運営協議会</p> <p>[所管課] 文化国際課</p> <p>ア 指定管理者に対する事項</p> <p>(ア) 規則に従った適正な事務処理が行われていないもの</p> <p>大分市宇曾山荘条例施行規則の規定では、宇曾山荘の施設の使用の許可を受けようとする者は、大分市宇曾山荘施設使用許可申請書を指定管理者に提出しなければならず、指定管理者は、申請者に対し使用等の許可をしたときは、大分市宇曾山荘施設使用許可書を交付するものとされている。</p> <p>しかしながら、必要な事項が記載されていない使用許可申請書に基づいて使用許可しているものや、使用許可申請書の提出を受けずに使用を許可しているものが見受けられた。</p> <p>また、使用を許可したときに、使用許可書を交付していなかった。</p> <p>今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。</p> <p>(イ) 基本協定書等に従った適正な事務処理が行われていないもの</p> <p>基本協定書の規定では、利用料金の減免基準及び還付基準の設定及び変更は、指定管理者があらかじめ大分市の承認を得た上で行うものとされている。</p> <p>しかしながら、利用料金の減免基準及び還付基準を定めておらず、指定管理者に管理を行わせる場合には適用されない規則の規定に基づき、運用していた。</p>	<p>使用許可申請書の提出および必要事項の記載を徹底し、使用許可書を必ず交付するなど、事務処理を改めました。今後も規則に従い適正な事務処理をいたします。</p> <p>利用料金の減免基準及び還付基準と、利用料金以外の事業等に係る料金について平成 30 年 8 月 1 日付けで「大分市宇曾山荘の指定管理に関する基本的事項の変更承認について」書面にて申請を行い、同日付で大分市の承認を受けました。今後も基本協定書等に従い適正な事務処理をいたします。</p>	

また、募集要項の規定では、利用料金以外の事業等に係る料金は、市長等の承認を得て、指定管理者が定め、収入とすることができる」とされている。

しかしながら、書面による事前承認を得ず、利用料金以外の事業等に係る料金を定め収入しているものが見受けられた。

今後は、基本協定書等に従い適正な事務処理をされたい。

イ 所管課に対する事項

(ア)規則に従った適正な事務処理が行われていないもの

大分市宇曾山荘条例施行規則の規定では、宇曾山荘の施設の使用の許可を受けようとする者は、大分市宇曾山荘施設使用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。指定管理者は、申請者に対し使用等の許可をしたときは、大分市宇曾山荘施設使用許可書を交付するものとされている。

しかしながら、必要な事項が記載されていない使用許可申請書に基づいて使用許可しているものや、使用許可申請書の提出を受けずに使用を許可しているものが見受けられたが、指導していなかった。

また、使用を許可したときに、使用許可書を交付していないにもかかわらず、交付するよう指導していなかった。

今後は、規則に従った適正な事務処理を行うよう指導されたい。

(イ)基本協定書等に従った適正な事務処理が行われていないもの

基本協定書の規定では、利用料金の減免基準及び還付基準の設定及び変更は、指定管理者があらかじめ大分市の承認を得た上で行うものとされている。

しかしながら、指定管理者に管理を行わせる場合には適用されない規則の規定に基づき運用していたにもかかわらず、利用料金の減免基準及び還付基準を定めるよう指導していなかった。

また、募集要項の規定では、利用料金以外の事業等に係る料金については、市長等の承認を得て、指定管理者が定め、収入とすることができる」とされている。

使用許可申請書の受付時には必要事項が記載されているか確認するとともに申請書の提出を徹底させ、使用許可書は必ず交付するよう指導を行いました。今後は、規則に従った適正な事務処理が行われるよう指導いたします。

利用料金の減免基準及び還付基準と、利用料金以外の事業等に係る料金について平成30年8月1日付けで指定管理者より「大分市宇曾山荘の指定管理に関する基本的事項の変更承認について」書面にて申請を受け、同日付で承認を行いました。今後は、基本協定書等に従った適正な事務処理が行われるよう指導いたします。

しかしながら、書面による事前承認を得ず、利用料金以外の事業等に係る料金を定め収入しているにもかかわらず、承認を得るよう指導していなかった。

今後は、基本協定書等に従った適正な事務処理を行うよう指導されたい。

(ウ)基本協定書に従った適正な事務処理が行われていないもの

基本協定書の規定では、本協定に関する大分市及び指定管理者間の承認等は書面により行わなければならないとされている。

しかしながら、利用料金や使用時間、休所日の設定等に係る承認について、指定管理者から書面により申請を受けていたにもかかわらず、承認した旨を書面により通知していなかった。

今後は、基本協定書に従い適正な事務処理をされたい。

指定管理者から書面により申請を受けていたにもかかわらず、承認した旨を書面により通知を行っておりませんでした。今後は、承認決裁の際は書面による通知案を添付するとともに、決裁後においては文書の施行を複数職員で確認するなど、事務を改善し、基本協定書に従い適正な事務処理を行います。

措置状況報告書

監査の名称：平成 30 年度 財政援助団体監査

部 局 名：商工労働観光部

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備 考
<p>【財政援助団体監査】</p> <p>[実施団体名] おおいた食と暮らしの祭典実行委員会</p> <p>[補助金等名] おおいた食と暮らしの祭典補助金</p> <p>[所管課] 商工労政課</p> <p>ア 団体に対する事項 (ア) 支出事務が適正に行われていないもの 各会場の事業実施者が行った事業に係る支出事務において、領収書等の支払証拠書類の添付が漏れていたものが見受けられたにもかかわらず、書類の提出を求めないまま各事業実施者に対して事業費の支出が行われていた。 今後は、支払証拠書類に基づいた適正な事務処理をされたい。</p> <p>イ 所管課に対する事項 (ア) 補助金の確定事務が適正に行われていないもの 補助金の額の確定は、実績報告書の収支決算書等を適確に審査したうえで行われなければならないが、補助金の交付確定額を誤っており、また収支決算書の計数の確認に必要な書類の提出を求めているものも見受けられた。 今後は、補助金の額の確定に当たっては適正な事務処理をされたい。</p>	<p>ア (ア) 各会場の事業実施者が行う事業の支出事務において、支払証拠書類の添付漏れ等がありましたので、支払証拠書類の添付及び書類の提出をするよう指導いたしました。 今後は適正な事務処理を行ってまいります。</p> <p>イ (ア) 補助金の交付確定額について認識不足がありましたので、今後は十分に精査し事務処理を行ってまいります。 また、審査につきましては、報告書及び決算書のみの提出で補助金の額を確定していましたが、今後は全ての証拠書類の提出を求め審査した後に補助金額の確定処理をするようにし、補助金の適正な事務処理を行ってまいります。</p>	

措置状況報告書

監査の名称：平成 30 年度 指定管理者監査

部 局 名：教育部

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備 考
<p>【指定管理者監査】</p> <p>[施設名] アートプラザ</p> <p>[指定管理者名] アートプラザ共同事業体</p> <p>[所管課] 美術振興課</p> <p>ア 指定管理者に対する事項</p> <p>(ア) 基本協定書に従った適正な事務処理が行われていないもの</p> <p>基本協定書の規定では、指定管理者は、本業務等の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、本業務等に固有の銀行口座を開設し、その適切な運用を図ることとされている。</p> <p>しかしながら、人件費等の一部経費を支払うため、固有の銀行口座から代表構成員の本社口座に送金しているが、内容がわかる内訳書が作成されていないため資金の収支が不明確なものとなっていた。</p> <p>また、基本協定書の規定では、指定管理者は、本業務等の実施に係る経理の状況に関する書類を常に整備することとされている。</p> <p>しかしながら、指定管理者の構成員の担当する業務の経費が一括して計上され、その根拠となる帳簿が備えられていなかった。</p> <p>今後は、基本協定書に従い適正な事務処理をされたい。</p>	<p>資金の収支を明確にする内訳書の作成及び経理の状況に関する書類の整備など、基本協定書に従った適正な事務処理に努めます。</p>	

イ 所管課に対する事項

(ア) 基本協定書に従った適正な事務処理が行われていないもの

基本協定書の規定では、指定管理者は、本業務等の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、本業務等に固有の銀行口座を開設し、その適切な運用を図ることとされており、本業務等の実施に係る経理の状況に関する書類を常に整備することとされている。

しかしながら、人件費等の一部経費を支払うため、固有の銀行口座から代表構成員の本社口座に送金しているが、内容がわかる内訳書が作成されていないことや、指定管理者の構成員の担当する業務の経費が一括して計上され、その根拠となる帳簿が備えられていないことなど、会計経理状況の確認が不十分であった。

今後は、会計経理状況の確認を強化し、基本協定書に従った適正な事務処理を行うよう指導されたい。

資金の収支を明確にする書類の作成・整備を指導するとともに、基本協定書に定める毎月の業務報告書の点検や実地調査などによるモニタリングにおいて、会計経理状況の確認の強化を図ってまいります。